

公立大学法人宮城大学における公的研究費の使用に関する 行動規範

学 長 決 定

平成 27 年 3 月 25 日

大学における学術研究は、社会からの信頼とそれに基づく負託によって支えられている。
公的研究費（※1）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、これを起こした研究者が所属する機関だけではなく、我が国の科学技術振興体制の根底を揺るがすものである。

このことを踏まえ、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、社会に対して、公的研究費の使用に関する説明責任を負うことを十分に自覚して、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令、通知、本学が定める規程類、研究費配分機関が定める事務処理手続及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（※1）公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、受託研究費、共同研究費、補助金等を財源として本学で扱うすべての研究経費をいう。

（※2）構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に準じ、本学に所属する研究者、事務職員、技術職員その他関連する者（非常勤を含む。）をいう。